

認証等用特殊用紙を使用する書類

- 1 執行文用紙（簡易裁判所においては、2の⑭に掲げるものの正本に付されるものに限る。）
- 2 次に掲げるもの（簡易裁判所においては、⑭に掲げるものに限る。）の正本認証用紙
 - ① 判決書（民事訴訟法第254条第2項の調書を含む。）
 - ② 和解又は請求の放棄若しくは認諾の調書（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第19条第4項の公判調書を含む。）
 - ③ 調停調書
 - ④ 調停に代わる決定書
 - ⑤ 労働審判書（労働審判法第20条第7項の調書を含む。）
 - ⑥ 家事審判書
 - ⑦ 高等裁判所が第一審としてした審判に代わる裁判又は高等裁判所が審判に対する即時抗告を理由があると認めて自らした審判に代わる裁判の裁判書
 - ⑧ 調停に代わる審判書
 - ⑨ 調停に代わる審判に代わる裁判書
 - ⑩ 金銭の給付を命じる仮処分決定書
 - ⑪ 仲裁判断についての執行決定書
 - ⑫ 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第22条第2項（同法第30条第2項及び船舶油濁損害賠償保障法第38条において準用する場合を含む。）の規定により受託者に対して金銭の支払を命じる決定書
 - ⑬ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第32条第1項の決定書（同条第5項の調書を含む。）
 - ⑭ 仮執行の宣言を付した支払督促
 - ⑮ 子の返還申立事件の終局決定（高等裁判所においては、終局決定に対する即時抗告を理由があると認めて自らしたものに限る。）の裁判書

<注>

- ・ 督促手続オンラインシステム（以下「督オンシステム」という。）を利用して作成される書類については、認証等用特殊用紙は使用されません。

なお、督オンシステムに係る督促手続について、仮執行宣言付支払督促に対する異議の申立てがあり、督促異議訴訟が係属した裁判所（以下「異議訴訟係属庁」という。）において、督オンシステムを利用して作成された仮執行宣言付支払督促正本に付する執行文には、認証等用特殊用紙が使用されます。

また、異議訴訟係属庁において再交付する仮執行宣言付支払督促正本及びこれに付する執行文には、いずれも認証等用特殊用紙が使用されます。
- ・ 上記2の認証等用特殊用紙使用対象書類の更正決定等の正本認証用紙については、認証等用特殊用紙が使用されます。
- ・ 謄本認証及び抄本認証については、認証等用特殊用紙は使用されません。